

久米至聖廟裁判判決後の取り組みについて 資料

(R3. 2. 24 最高裁大法廷判決)

令和元年（行ツ）第222号、同年（行ヒ）第262号、固定資産税等課税免除措置取消（住民訴訟）請求事件

1 裁判概要

本裁判は、本市が松山公園に設置許可を与えた久米至聖廟に対して、施設管理者となる久米崇聖会に、平成26年4月1日から同年7月24日までの公園使用料181万7,063円を請求しないことが違法であるとの確認を求める裁判であります。

平成26年5月21日に裁判が開始され、最高裁判所の判決結果は、本市が公園使用料を免除したことは、政教分離原則に違反し（違憲）、使用料を全額請求しないことが違法との判決になっております。

2 久米至聖廟設置の経緯

久米至聖廟設置の経緯として、本市は、平成11年4月に策定した那覇市都市計画マスタープランにおいて、松山公園が所在する那覇西地域における、まちづくり方針の一つとして、「福州園や天妃宮などを核とし、歴史性を活かしたクニンダのまちづくり」を掲げております。

平成15年9月には、松山公園周辺土地利用計画案を策定し、平成17年8月に都市計画法に基づく都市計画公園の変更、平成17年9月に都市公園事業の認可を受け、事業に着手しております。

平成22年11月には、久米崇聖会より、久米至聖廟の公園施設設置許可申請書及び公園・有料公園施設使用料減免申請書が提出され、平成23年3月31日付で設置の許可を行うとともに、使用料を全額免除

し、その後、平成 24 年 3 月に着工、平成 25 年 4 月 30 日に工事が完了しております。

3 違法となった原因

久米至聖廟は、琉球王国時代の久米村の歴史・文化を後世に伝え、広く市民が利用し学習できる施設として、また、観光資源としての意義を有する公園施設として、一般社団法人 久米崇聖会により松山公園内に再建されたものであります。

再建にあたっては、那覇市のまちづくりとして、松山公園周辺土地利用計画案において「公園施設のシンボルとして大成殿を整備する」と位置づけ、施設整備に向けた政教分離原則の判断にあたっては、顧問弁護士との法律相談において、歴史的な経緯や伝統行事としての観点から問題ないとの意見を踏まえ、市として違法性はないと判断しておりました。

そのため、久米至聖廟は、都市公園法第 2 条第 2 項第 6 号における公園施設（教養施設）として、また同法施行令第 5 条第 5 項における体験学習施設として、同法第 5 条に基づき公園管理者以外のものが設置する公園施設としての許可を行っております。

使用料の減免については、久米崇聖会が社団法人であり、かつ久米至聖廟が市民の歴史的、文化的学習施設であることから、那覇市公園条例第 11 条の 2 第 1 項第 4 号公共的団体が公益の目的で使用する場合に該当し、使用料を減免できることとし、減免する額については、同施行規則第 12 条第 1 項第 2 号に基づき全額としておりました。

しかしながら、最高裁判所判決においては、久米至聖廟が観光資源等としての意義や歴史的価値を有するとしても、久米至聖廟が宗教性を引き継ぐ施設であり、その管理運営を行う久米崇聖会は、釋奠祭禮（せきてんさいれい）など宗教的行事を行うことを主たる目的とする団体であるため、本市が公園使用料を免除したことは、市と宗教とのかわり合いが相当とされる限度を超えるものとして、憲法 20 条 3

項の宗教的活動に該当すると解するのが相当であるとして、政教分離原則に違反し（違憲）、使用料を全額請求しないことが違法との判決となっております。

政教分離原則違反となったことにつきましては、当時の判断として、久米崇聖会を宗教的活動を行う団体として捉えていなかったことが、主な要因であると認識しております。

なお、裁判においては、都市公園法上の教養施設として設置許可をしながら公園使用料を徴収することもあり得ると判示されております。